

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	愛別町

愛別町鳥獣被害防止計画（第5次）

<連絡先>

担当部署名	愛別町産業振興課
所在地	北海道上川郡愛別町字本町179番地
電話番号	01658(6)5111(代)
FAX番号	01658(6)5110
メールアドレス	sangyoushinkou@town.aibetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ・キツネ・タヌキ
計 画 期 間	令和4年度～令和6年度
対 象 地 域	愛別町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	水稻	190 千円 0.35ha
	小麦	12 千円 0.06ha
	牧草	10 千円 0.10ha
	その他の作物	10 千円 0.08ha
	小計	222 千円 0.59ha
ヒグマ	デントコーン	30 千円 0.43ha
	小計	30 千円 0.43ha
アライグマ	スイートコーン	12 千円 0.07ha
	イチゴ	10 千円 0.05ha
	スイカ	3 千円 0.03ha
	米	5 千円 0.05ha
	その他作物	1 千円 0.003ha
	小計	31 千円 0.203ha
キツネ	その他作物	2 千円 0.01ha
	小計	2 千円 0.01ha
	合計	285 千円 1.233ha

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

愛別町全域で、年間を通して出没情報があり農林業に被害がある。特に水稲の移植が始まる頃より食害や踏害等の被害が発生する。捕獲により被害は減少しているが、山沿いでは特に被害は多く、農業者にとっては問題となっている。

【ヒグマ】

愛別町全域で、4月から11月にかけて町民等から約20件の出没情報がある。8月頃からは、畜産用デントコーン畑の食害が多く、農業者にとっては問題となっている。

また、頻繁な出没は、農作業への影響による間接的被害や住民生活の面で重大な人身事故が発生する恐れがあり、大きな問題である。

【アライグマ】

平成27年度より捕獲数が増えているが、繁殖力が強いことから生息数は増加しているものと思われる。

近年は、年間を通して住宅地に頻繁に出没（痕跡）するようになり、スイートコーンを中心とする農作物の食害や家庭菜園の食害だけではなく、納屋に保管している米袋の破散などもあり、問題となっている。

【キツネ】

水田の畔などに巣穴を作り繁殖し畑を荒らしている。

また、市街地の空き家の床下等に住み着き頻繁に出没し、家庭菜園の食害などの被害をもたらしている。

平成29年度から生息数が増加しているものと思われ、問題となっている。

【タヌキ】

令和5年度から農村地域の家庭菜園に出没して食害などの被害をもたらし、問題となっている。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
エゾシカ	被害額	222 千円	199 千円
	被害面積	0.59ha	0.53ha
ヒグマ	被害額	30 千円	27 千円
	被害面積	0.43ha	0.38ha
	人身事故	0 件	0 件
アライグマ	被害額	31 千円	27 千円
	被害面積	0.203ha	0.18ha
キツネ	被害額	2 千円	1 千円
	被害面積	0.01ha	0.01ha
タヌキ	被害額	3 千円（令和5年度）	1 千円
	被害面積	0.03ha	0.01ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【全獣種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛別町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を中心に被害状況調査・生息状況調査を行い、効率的な被害防止及び捕獲の実施。 ・ 捕獲頭数に応じて、捕獲に係る活動経費を助成。 ・ 第一種猟銃免許及びわな猟免許、銃砲所持許可取得者へ費用の助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛別町鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）の高齢化等により従事する新たな担い手の育成が急務である。

<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊の協力を得て銃器による捕獲を実施。(捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入処理。持ち帰りが困難な場合は捕獲現場で埋設。) ・一斉捕獲活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲は、時間帯や現地の状況、場所等など多くの制限がある。
	<p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員及び町職員による巡回、実施隊員による追上げ <ul style="list-style-type: none"> ・追払い、地域住民に対し出没情報の周知、必要に応じ注意看板の設置。 ・銃器による捕獲の実施。頻繁に出没がある箇所についてはセンサーカメラにて出没状況の確認を行い、箱わなによる捕獲。(捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入処理。持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場で埋設。) ・箱わなの購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事するにあたり、急な出動ができる体制づくりが課題である。 ・銃器が使用できない箇所での対応が課題である。 ・他獣種より危険性が伴うこともあり、新たな担い手の育成が難しい。
	<p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。)により作成した「愛別町におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画書」(以下「防除実施計画書」という。)に基づき、箱わなによる捕獲を実施。(捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入し処理。) ・箱わなの購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖力が強いことから生息数は増加していると思われる中、根絶に向けた効果的な捕獲体制の整備が課題である。 ・捕獲後の個体処分が精神的な負担であり課題である。 (CO₂封入処分機、電気止め差し)

捕獲等に関する取組	【キツネ】 <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員による箱わな及び銃器による捕獲を実施。（捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入し処理。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒心が強く箱わなにかかりづらいため、効果的な捕獲を行うことが課題である。
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	
生息環境管理その他の取組	該当なし	

(5) 今後の取組方針

<p>【全獣種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査・生息状況調査を行い、効率的な被害防止及び捕獲を実施する。 ・捕獲頭数に応じて、捕獲に係る活動経費の助成を行う。 ・第一種猟銃免許及びわな猟免許、銃砲所持許可取得者へ費用の助成を行う。 <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊の協力を得て銃器での捕獲頭数の拡大を図り農畜産物への被害を防止するとともに新たな担い手の育成に努める。 ・新たにわなでの捕獲を実施する。 ・一斉捕獲活動を実施する。 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員及び町職員による巡回、実施隊員による追上げ・追払い、地域住民に対し出没情報の周知、必要に応じ注意看板の設置を行う。 ・銃器による捕獲を実施する。頻繁に出没がある箇所についてはセンサーカメラにて出没状況の確認を行い、箱わなによる捕獲を実施する。 ・地元住民の協力を得て、林縁部の下草刈や農産廃棄物・生ゴミ等のヒグマを誘引する恐れのある物の適正管理及び啓発を行う。

【アライグマ】

- ・ 外来生物法により作成した防除実施計画書に基づき、箱わな及び銃器による捕獲を実施する。
- ・ 町内に生息するアライグマの根絶を目標として箱わなの設置箇所を増やす等、捕獲の強化に努める。

【キツネ】

- ・ 実施隊員による箱わな及び銃器による捕獲を実施し、農業被害の拡大防止に努める。
- ・ 一斉捕獲活動を実施する。

【タヌキ】

- ・ 実施隊員による箱わな及び銃器による捕獲を実施し、農業被害の拡大防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【全獣種】

- ・ 愛別町有害鳥獣対策連絡協議会（以下「協議会」という。）や関係機関と連携・協力をして効果的な対策を協議し、農畜産物への被害を防止する。
- ・ 捕獲頭数に応じて、捕獲に係る活動経費の助成を行う。

【エゾシカ・ヒグマ】

- ・ 比較的大型の獣種は捕獲活動において、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用した効率的な捕獲活動を実施し、被害の発生及び拡大を防止するためライフル銃を所持させる。

【エゾシカ】

- ・ 実施隊の協力を得て銃器及びわなによる捕獲を実施する。
- ・ 国有林内での捕獲は、入林許可を申請し実施する。

<p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員及び町職員による巡回、実施隊員による追上げ・追払い、地域住民に対し出没情報の周知、必要に応じ注意看板の設置を行う。 ・銃器による捕獲を実施する。頻繁に出没がある箇所についてはセンサーカメラにて出没状況の確認を行い、箱わなによる捕獲を実施する。 <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来生物法により作成した防除実施計画書に基づき、箱わな及び銃器による捕獲を実施する。 <p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員による箱わな及び銃器による捕獲を実施する。 <p>【タヌキ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員による箱わな及び銃器による捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種猟銃免許及びわな猟免許、銃砲所持許可取得者へ費用の助成 ・新たな担い手の育成
令和5年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ	同 上
令和6年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ タヌキ	同 上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【エゾシカ】

平成 25 年から計画的な捕獲活動を行っており、平成 29 年度からは冬期間も有害捕獲を行っているが、生息数が未だ多く推移しており、その中で効果的な被害防止対策が必要である。

令和元年度に捕獲の中心であった隊員 1 名が減少したことにより捕獲頭数の減少が見込まれるが、計画的な捕獲活動による捕獲の強化を図り、被害軽減目標達成を目指す。

【ヒグマ】

例年 20 件前後の人家近くへの出没があり、そのたび追払い・追上げ及び捕獲活動を行っている。頻繁に出没が確認される箇所にはセンサーカメラにて出没状況の確認を行い、箱わなでの捕獲活動を行っている。

愛別町における過去 3 年間の捕獲頭数は平均で 6 頭となる。引き続き箱わなでの捕獲活動等を行い、被害軽減目標達成を目指す。

【アライグマ】

平成 27 年度より大幅に捕獲数が増えているが、生息数が未だ多く推移していると思われる。

平成 29 年度から町内に生息するアライグマの根絶を目標とし、箱わなの設置場所を増やすなど捕獲強化に取り組んでいる。愛別町における過去 3 年間の捕獲頭数は平均 42 頭となるが、箱わなの設置箇所を増やすなど、被害軽減目標達成のため捕獲を強化する。

【キツネ】

平成 29 年度から捕獲数及び農作物への被害の報告が増えてきており、計画的な有害捕獲を実施した結果、捕獲数は増加した。愛別町における過去 3 年間の捕獲頭数は平均で 13 頭となるが、農業被害の防止を目的に生息・出没傾向を把握し、被害軽減目標達成のため捕獲を強化する。

【タヌキ】

令和 5 年度から農作物への被害の報告があり、農業被害の防止を目的に生息・出没傾向を把握し、被害軽減目標達成のため捕獲を強化する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	75	100	100
ヒグマ	5	5	5
アライグマ	50	50	50
キツネ	15	15	15
タヌキ	0	0	15

捕獲等の取組内容
<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲区域は、愛別町全域とする。（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所区域を除く。以下同じ。） ・捕獲期間は、1年間を通して設定し、出没が多い箇所を重点的に実施する。また、一斉捕獲活動による捕獲も実施する。 ・捕獲の方法については、銃器及びわなによる捕獲を行う。 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲区域は、愛別町全域（目撃情報のある箇所）とする。 ・捕獲期間は、3月から11月を目安に目撃情報に応じ、随時実施する。 ・捕獲の方法については、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。 <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲区域は、愛別町全域とする。 ・捕獲期間は、1年間を通して設定し随時実施する。 ・捕獲の方法については、外来生物法により作成した防除実施計画書に基づき、箱わな及び銃器による捕獲を行う。箱わなによる捕獲後はCO₂又は電気止め差しにより殺処分する。

【キツネ】

- ・捕獲区域は、愛別町全域とする。
- ・捕獲期間は、1年間を通して設定し随時実施する。
- ・捕獲の方法については、箱わな及び銃器による捕獲を行う。箱わなによる捕獲後はCO₂または電気止め差しにより殺処分する。

【タヌキ】

- ・捕獲区域は、愛別町全域とする。
- ・捕獲期間は、1年間を通して設定し随時実施する。
- ・捕獲の方法については、箱わな及び銃器による捕獲を行う。箱わなによる捕獲後はCO₂または電気止め差しにより殺処分する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【必要性】

ヒグマ・シカの比較的大型の獣種は捕獲活動において、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用した効率的な捕獲活動を実施し、被害の発生及び拡大を防止するため。

【取組内容】

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲の実施予定時期：令和4年4月～令和7年3月

捕獲予定場所：愛別町全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

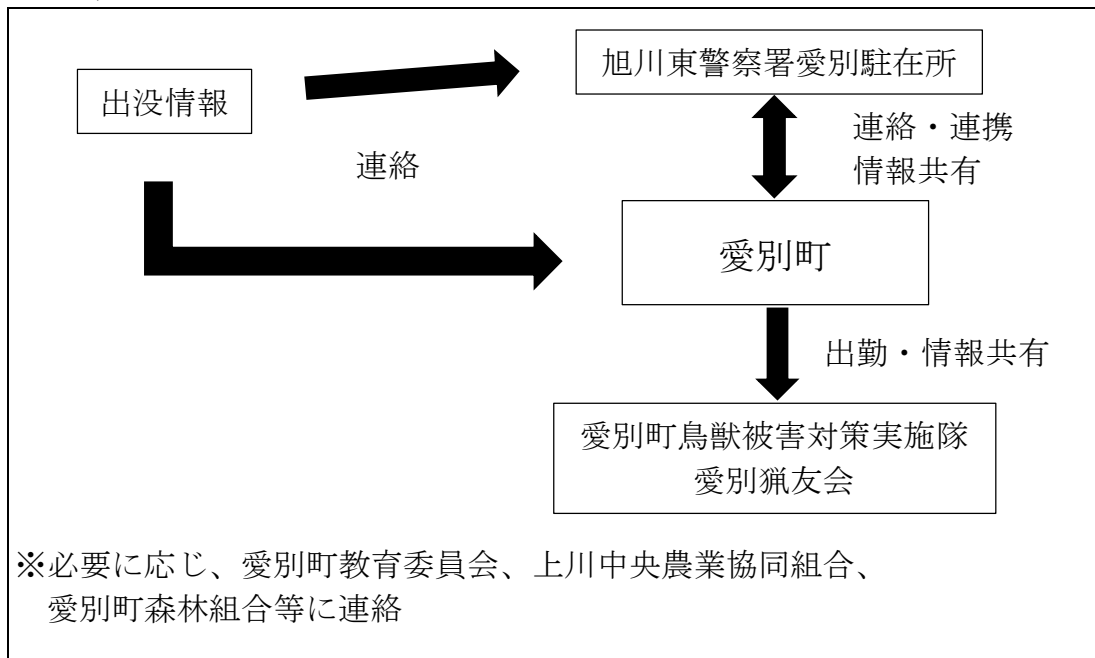
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ	農業、生活環境被害、人身被害及び事故防止のため、愛別町猟友会の活動費を補助する。 補助額 800 千円
令和 5年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ	同 上
令和 6年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ タヌキ	同 上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
旭川東警察署愛別駐在所	出没区域の整理・巡回・警備、周辺住民への周知、交通事故対応
愛別町	出没区域確認・巡回、周辺住民への周知、注意看板の設置、必要に応じ関係機関への連絡
愛別町鳥獣被害対策実施隊 愛別町猟友会	出没区域の巡回、捕獲活動、鳥獣の生態に関する助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ・ヒグマについては、一般廃棄物処理場に搬入処理する。持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場で埋設する。
アライグマ・キツネ・タヌキについては、一般廃棄物処理場に搬入し処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項


(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	愛別町有害鳥獣対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
愛別町	鳥獣被害防止対策全体の統括、鳥獣被害防止計画の策定・変更、捕獲従事者への連絡調整、対象鳥獣の捕獲許可申請事務、農林業被害調査、住民への普及啓発、関係機関との連絡調整等
愛別町猟友会	捕獲従事者の統括、有害鳥獣駆除等
上川中央農業協同組合	農業被害情報収集、提供等
愛別町森林組合	森林被害情報収集、提供等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
旭川東警察署愛別駐在所	出没区域の整理・巡回・警備、周辺住民への周知、交通事故対応等
上川中部森林管理署 愛別森林事務所	国有林内の被害調査、駆除時の入林許可等
北海道上川総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の指導
北海道上川総合振興局 環境生活課	鳥獣対策の窓口
北海道上川南部森林室	道有林内の被害調査、駆除時の入林許可等
愛別町農業委員会	農地等に関する情報収集、提供等
上川農業改良普及センター	鳥獣被害対策への技術指導、助言等
北海道中央農業共済組合	鳥獣被害に係る損害評価、情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none">・ 愛別町鳥獣被害対策実施隊 平成 26 年 4 月 1 日設置・ 被害防止施策 対象鳥獣の捕獲に関する事 被害状況、対象鳥獣の出没状況等の調査に関する事 その他鳥獣被害防止対策に関する事・ 構成 北海道猟友会旭川支部愛別部会に所属し、町長が任命した者。 (令和 4 年 12 月現在 13 名)・ 実施体制図 愛別町産業振興課 (事務局)  (連絡・情報共有)・ 愛別町鳥獣被害対策実施隊員 (13 名)
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 隣接町村と情報交換を行い、ヒグマの出没情報については、出没場所の把握に努める。特に町境周辺での出没情報については、密に連携を図り対応する。